

南部地区畜産共進会協議会会則

(目的)

第1条 南部地区畜産共進会を円滑に運営するため南部地区畜産共進会協議会（以下「協議会」という）を設置し、南部地区並びに本県の畜産振興に資することを目的とする。

(事業)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区内を区域とする南部地区畜産共進会を開催する。
- (2) その他、目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第3条 本協議会は、別表1に掲げる団体をもって組織する。

(役員)

第4条 本協議会に、理事12人（会長1人、副会長2人及び監事2人含む）以内を置く。

- (1) 理事は、本協議会構成団体の長をもって充てる。
- (2) 会長、副会長及び監事は、理事の互選により選任する。
- (3) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 役員任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(理事会)

第5条 本協議会の理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び予算に関する事。
- (3) 事業報告及び決算に関する事。
- (4) その他、本協議会の運営に関し必要な事項。

(理事会の書面表決等)

第6条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第5条第2項及び第3項の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(運営委員会の設置)

第7条 南部地区畜産共進会の円滑な実施運営を図るため、運営委員会を設置する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、南部市町村会内に置く。

(経費)

第9条 本協議会の経費は、負担金（別表2）、補助金及び寄附金等をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

附 則

この会則は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月27日から施行する。